

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 富 田 林 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年11月19日（火）午後2時から 午後2時45分までの間
開催場所		大阪府富田林警察署 4階柔道場
出席者	委 員	西田会長 寺元副会長 高橋委員 池田委員 浅野委員 八野委員 船城委員 藤本委員 和田委員 芝本委員 丸山委員
	警 察	署長 副署長 地域課長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長代理（第三担当） 刑事課長代理（犯罪抑止戦略官） 交通課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日は、委員の皆様、富田林警察署幹部の皆様におかれましては、令和6年第3回富田林警察署協議会に参加していただきまして誠にありがとうございます。 まず、本年7月に開催されました大阪府警察剣道大会の優勝、本当におめでとうございます。 前回の協議会の際、剣道訓練員の方々の気迫あふれる紅白戦を拝見させていただき、その方々が優勝という荣誉ある結果で大会を終えられたと伺い、本当にうれしく思いましたし、市民といたしましても頼もしく思いました。 さて、署員の方々の業務といたしましては、先月に衆議院解散総選挙の取締り、秋祭りの警備、また来月には歳末警戒と、めまぐるしく業務の予定が入っていると伺っております。 署員の皆様におかれましては、お体に十分に配慮していただき、業務を完遂していただきたいと思いますと思っております。 富田林警察署員の方々の、今後の、より一層の御活躍をお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。 2 署長挨拶 本日は皆様御多忙のところ会長、副会長をはじめ、各委員の方に御出席をいただきましてありがとうございます。

また、皆様方にありましては、平素より、警察業務全般に対して御支援と御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回は、令和6年の3回目の協議会ということで開催させていただきます。

現在の富田林警察署の状況にありましては、特殊詐欺、還付金詐欺を中心に減る傾向がまったくございません。

加えまして、交通死亡事故も本年3件ということで3名の方が亡くなられている状況でございます。

後ほど、犯罪発生状況にありましては、刑事課から、交通の発生状況にありましては、交通課から、御説明をさせていただきます。

本日の会が有意義になるよう、御協力をよろしくお願いします。

これから年末に入りまして、富田林警察署員一同、心一つにして富田林の安心、安全なまちづくりのために尽力してまいりますので、皆様の引き続きの御支援御協力をよろしくお願いします。

3 転入者紹介

4 業務報告

(1) 刑事課

- ・ 犯罪発生状況について
- ・ 富田林警察署管内で発生した府下初の特殊詐欺の事例について

(2) 交通課

- ・ 交通事故発生状況について
- ・ 改正道路交通法について

5 議事

(1) 緊縛強盗の防犯対策について

【委員】

関東方面で相次ぐ緊縛強盗について、大阪方面で発生する可能性を考え、どう備えたら良いか、また、有効な防犯対策を教えてほしい。

【警察】

今年8月以降、首都圏で高齢者世帯を対象とした連続強盗事件が発生しており、今後大阪府内でも同様の犯罪が発生する可能性は否定できません。

地域住民の皆様方がこの件で大きな不安を抱えておられることは十分理解しています。

関東での一連の犯行は、闇バイトに応募したと思われる複数人による犯行で、凶器等を所持して家屋に侵入し、怪我をさせても金品を奪う極めて悪質な事件です。

この種事件の有効な防犯対策は、いかに犯人を自宅に侵入させないかです。

具体的な対策については、訪問者に対しては、モニター付インタ

ーホンやドアスコープで対応する。

宅配便は直接、受け取らずに玄関前に置いてもらう。

万が一に備えて、玄関に防犯ブザーを置いておく。

帰宅時、鍵を開ける際には周りに不審者がいないか確認することなどがあります。

更にもっと進んだ防犯対策としては、防犯カメラやセンサーライトを設置する、補助錠を設置する。

割れにくい防犯ガラスに交換することなどもあります。

また、警察としては、地域住民の方と連携して、いかにしてこのような犯罪を発生させないか、その対策が極めて重要であると考えています。

そして、これら事件の背景には、犯行グループによる下見の存在が指摘されています。

この下見の段階で犯人に犯行を断念させることが重要で、下見の具体的な例としては、水道の点検や飛び込みの営業等で被害者方を訪問し、自宅内に上がり込み室内を確認したり、家人が断るも必要以上に室内をのぞき込む等の行為がある。

複数の男性が自宅敷地内をのぞいていたり、何度もウロウロしている者がいること等があります。

このような不審者を目撃すれば、すぐに警察に通報して下さい。

防犯教室でも、「不審なことがあれば警察にすぐに通報して下さい、110番が敷居が高かったら署の方に連絡して下さい、警察が確認して何も無いのが一番ですから」等と説明しているのですが、この地域の方は事件・事故でないのに警察に通報することを躊躇される方が多くおられます。

それは、警察が不審者申告で急行した場合、ほとんどの場合、何もないのが現状だからだと思います。

しかし、万が一、犯人グループが下見をしていた場合、警察官の姿をただけでその地域での犯行を思いとどまる場合があります。

また、地域住民から不審者についての情報をいただいた際には、その内容を十分精査して、犯行グループによる下見の可能性があるのであれば、安まちアプリで不審者情報として情報発信をして地域住民の方と情報共有を図り、当該地域の重点警戒を実施していきたいと考えています。

このように、警察と地域住民が連携してこの種事案の防止に努めて参りたいと思いますので、引き続き御協力をお願いします。

(2) 自転車乗車時におけるイヤホン等のながら運転について

【委員】

若い世代の人達が、自転車に乗りながらウォークマンをされている方を多く見かけるが、周囲の音やクラクションに気付かなければ

議 事 概 要	事故等の危険回避が出来ないと思います。注意喚起を促すか、取締りをしてはどうか。 【警察】 昨年4月の「自転車ヘルメット着用の努力義務」や本年11月の「自転車の酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」の罰則規定の新設など、自転車利用時の交通ルールに大きく注目が集まっています。 ウォークマンなどで周囲の音が聞こえない状態で自転車を運転すればもちろん違反になります。 また、事故の当事者となった際には、ハンドル・ブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転をしていたとして、安全運転義務違反として問議される可能性もあります。 警察としましては、自転車を安全に利用・使用してもらうため、自転車の取締りを実施したり、様々な街頭活動を通じて、「自転車安全指導カード」という注意喚起を促すカードを活用しており、そのカードにも「イヤホン使用等」の項目を設けて注意喚起を促しております。 「自転車安全指導カード」を渡さなくても、イヤホンをしながらの方を見かけたら注意を行うようにはしており、今後も継続してまいります。 (3) その他 【委員】 1、2ヶ月前に東条駐在所管内の山手町内で作業員風の男から「屋根の瓦が1枚飛んでいます。」という通報を受けました。 ただ、家の人が建築関係の方でしたので、直ぐに通報をし、駐在所の勤務員の方が来てくれました。 申告人は女性で、怖がっていましたので、迅速に動いていただきましてありがとうございました。 山手町に住んでいるが、東条駐在所の方がパトロールに来てくれます。 引き続きよろしくお願いします。 【委員】 大学祭実行委員をしていて、先週、大学祭が無事終了しました。 地域住民の方にご迷惑をおかけすることもあったかとおもうのですが、3,000名を超える方々に来場していただきました。 来年も、通常開催し、御迷惑をお掛けするかと思いますがよろしくお願いします。
---------	--